

第5章 修士課程・博士課程の教育内容・方法・成果

◇本学における修士・博士課程の教育内容・方法・成果

I. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 修士課程・博士課程の教育目標が明示されているか。

「知識基盤社会」が進展する中、専門分化した膨大な知識の全般を俯瞰しながらイノベーションにより社会に新たな価値を創造し、人類社会が直面する課題を解決に導くために、各大学院においては産学官の中核的人材としてグローバルに活躍する高度な人材の養成が求められている。

このような状況のもと、大学院各研究科には、明確な人材育成目標の下で課程を通じて一貫した学位プログラムを構築するとともに、高度な専門的知識・能力に加え、学際的分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用できる能力の育成が要請されており、それに向けては組織的な教育・研究指導體制の確立が肝要である。これを踏まえ、本学大学院においては、各研究科の掲げる教育研究上の目的の具現に向け、教育課程及び教育プログラムの適切かつ体系的な編成を通じたコースワークの充実並びに学位授与プロセスの明確化と適切な管理、課程修了後の多様なキャリアパスの確立等、多様なアプローチから大学院教育の実質化に努めている。

具体的に、博士前期課程・修士課程においては、各専門分野に係る研究能力の涵養と、そうした能力を有し社会で活躍することが可能な高度専門職業人の養成を、また、博士後期課程においては、より高度な専門的知識が人間・経済・社会に与える影響についての洞察力や広い視野をベースに、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る獨創性を身に付けた人材の養成を主たる教育目標として掲げている。

(2) 学位授与方針の内容と教育目標との整合性

(3) 学位授与方針において修得すべき学習成果が明示されているか。

本学では、本学の理念・目的を踏まえながら、大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」(大学院学則第2条)と定めている。その上で、各研究科に定める人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を大学院学則第4条の5(戦略経営研究科ビジネス科学専攻については専門職大学院学則第4条第1項第3号のロ)において定め、各課程における教育目標の実現に向け、各研究科における組織的な教育研究活動の展開を図っている。さらに、各研究科の目的や教育目標を踏まえ、研究科単位で「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を策定し、それぞれの研究科において定める教育研究上の目的及び教育目標を達成するための基準と、その基準に到達するために必要な学修プロセスの明確化に努めている。

各研究科が設定している学位授与の方針については、①当該研究科において養成する人材像、②当該研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力、③当該研究科の修了に必要な学習量と修了要件、④活躍することが期待される修了後の進路、の4つの項目から構成されている。

各研究科における教育研究活動を通じて学生が修得すべき成果としての資質や能力等については、②当該研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力において明示しているが、研究科によっては当該項目に係る記述が抽象的な表現に留まっている、博士前期課程と後期課程が一体となった記述をしているなどの課題を有しており、2016年度機関別認証評価結果において、理工学研究科、文学研究科、総合政策研究科が「努力課題」の提言を付されている。この点については、各研究科において改訂に向けた検討・手続きを進めており、理工学研究科及び総合政策研究科では2016年度内に対応を完了している。

なお、各研究科が定める学位授与の方針の具体的な内容をはじめ、大学院学則に定める各研究科の教育研究上の目的及び教育目標等との関連性等についての詳細については、各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 学位授与の方針については、いくつかの研究科において、教育研究活動を通じて学生が修得すべき学修成果に係る記述が具体的でない等の課題を有しており、改訂に向けた検討を速やかに行う必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学位授与の方針を含む「三つの方針」については、2016年5月開催の研究科委員長会議において、今年度内に内容の点検を行うことが要請されている。現在、各研究科委員会において内容の精査・検討が行われているところであり、2016年度内に改訂を行うとともに速やかに改訂後の方針の公開を行っている。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 学位授与の方針を含む「三つの方針」の内容の点検及び課題の解消に向けての改訂については、理工学研究科及び総合政策研究科については2016年度内に改訂を完了し、改定後の方針を本学公式 Web サイト等で公開している。文学研究科については2017年度内に改訂を行う方向であり、教務委員会を中心に検討を行っている。

その他の研究科については2016年度内に行った点検の結果、特段の問題はないとの結論に至っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教育課程の編成・実施方針の内容および教育目標・学位授与方針との整合性

前述の通り、各研究科においては、研究科単位で「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定し、これを具現する上で必要かつ適切な教育研究を提供するための「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」についてもあわせて策定を行っている。策定に

あたっては、各研究科が掲げる教育研究上の目的及び教育目標を踏まえつつ、本学での教育を通じて獲得する学習成果を前面におくという観点から、まず学位授与の方針を設定し、その内容と十分な整合を図りながら教育課程編成・実施の方針を設定するという手法を用いることにより、教育目標及び各ポリシーとの有機的な連動や整合性を図っている。

教育課程編成・実施の方針の内容に関しては、各研究科とも2016年度に学位授与の方針等とあわせて点検を行い、課題を有していることが明らかとなった研究科については、2016～2017年度に改訂に向けた検討・手続きを行った。2016年度機関別認証評価結果においては、商学研究科及び総合政策研究科が「努力課題」の提言を付されているが、両研究科とも2017年5月までに方針の改訂を完了した。各研究科が定める教育課程編成・実施の方針の具体的な内容については、各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 教育課程編成・実施の方針については、いくつかの研究科において、記述が不十分な項目が見受けられる状況にあることから、改訂に向けた検討を速やかに行う必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 教育課程編成・実施の方針を含む「三つの方針」については、2016年5月開催の研究科委員長会議において、今年度内に内容の点検を行うことが要請されている。現在、各研究科委員会において内容の精査・検討が行われているところであり、2016年度内に改訂を行うとともに速やかに改訂後の方針の公開を行っていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 学位授与の方針を含む「三つの方針」の内容の点検及び課題の解消に向けての改訂については、商学研究科は2016年度内に、総合政策研究科は2017年5月に改訂が完了し、改訂後の方針については既に本学公式Webサイト等への掲載が完了している。
その他の研究科については2016年度内に行った点検の結果、特段の問題はないとの結論に至っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

3. 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 大学構成員への周知方法とその有効性
- (2) 社会への公表方法とその有効性

各研究科における教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施方針については、本学公式Webサイトをはじめ、大学、履修要項等を通じて公開し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状

況にある。

特に在学生に対しては、個々の研究科が実施するガイダンスを通じた説明を行うことを通じて理解の促進に努めている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

4. 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行う仕組みとその実施状況

本学においては、自己点検・評価を毎年度実施することで教育研究活動をはじめとする諸活動全般の検証を行うという恒常的な自己点検・評価サイクルを有している。各研究科においても毎年度の自己点検・評価活動の機会を活用し、それぞれが設置する組織評価委員会を中心に、当該研究科における教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の妥当性に係る検証を組織的かつ継続的に行っている。また、研究科によっては、教育課程の見直し等の諸改革のタイミングに合わせた検証を研究科個別に設置する教務委員会等において行い、各研究科における教育研究上の目的や教育目標の実現に努めている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

II. 教育課程・教育内容

1. 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

本学大学院の博士前期課程・修士課程の教育課程においては、各研究科の専門領域による違いはあるものの、学部での学修を基礎とした各学問領域における応用・発展的科目をはじめ、その周辺領域を支えるものとして、哲学分野、歴史分野、比較研究分野、情報処理分野、現代的な諸課題に対応するための特殊講義あるいは副専攻等を設けており、広い専攻領域の学修を行えるプログラムを提供することで豊かな学識を養うとともに、2年間の研究室における研究活動と教育補助活動を通じ、新たな学問の創造と発展に寄与する能力の涵養に努めている。各研究科博士前期課程・修士課程の修了に必要な最低修得単位数は30～32単位（大学院学則第34条第1項別表第2）の範囲で設定されており、その修得すべき科目の内訳（選択必修）等についても、各研究科の専門領域に応じて設定がなされている。しかしながら、教育課程そのものの体系的・順次性については、多くの研究科において履修登録に際しての指導教員による学修・履修指導を通じ、実質的にこれを担保している状況である。

一方、博士後期課程における教育研究活動は、担当教員の指導の下での論文演習等が中心となり、その過程において研究経過の報告、学術雑誌への投稿論文の執筆等の学修活動を行うこととなる。その際、個々の学生の目的に応じて、博士後期課程に開設されている授業科

目を受講することも可能となっているが、博士前期課程に比べて単位修得を要する授業の比率は著しく小さく、教育課程としての体系的性は総じて不十分なものとなっている。博士後期課程の修了に必要な最低修得単位数は研究科によって違いがあり、4～16単位（大学院学則第34条第2項別表第2の2及び専門職大学院学則第94条の2第2項別表第2）の範囲で設定されており、研究科によっては演習科目の修得に加え、講義科目の修得が必要となっている。

このほか、本学大学院においては、博士前期課程・修士課程において、学生の研究関心の多様化に対応すべく、「オープン・ドメイン科目（研究科間共通科目）」を設置している。オープン・ドメイン科目は、各研究科に設置されている科目のうち、①共通基礎科目（複数の研究科に共通して大学院教育の基礎となる科目）、②導入科目（他学部出身者・他研究科の大学院学生向けの入門科目となりうるもの）、③1研究科では多数の受講者を見込めない基礎的な科目、④過去において他研究科履修者の多い科目、を中心に構成されており、交流・協定校が受講を認めた講義科目とあわせて、各研究科の定める単位数（8～12単位）まで自研究科の科目として履修することを可能とする科目群である。オープン・ドメイン科目においては、外国人留学生や留学を希望する学生のニーズに応えるため、英語による科目プログラムも設けており、2017年度は21科目を開講している。

（2）コースワークとリサーチワークのバランス（修士・博士）

博士前期課程・修士課程においては、コースワークとして、講義科目（「〇〇論」「〇〇特殊研究」等の科目や共通基礎科目、導入科目等）、演習科目、実習科目、オープン・ドメイン科目等を設置しており、学生はこれらの科目の履修を通じて修了に必要な単位数を修得し、その上で修士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより修士学位を取得することとなっている。リサーチワークとしての論文作成指導については、授業科目としての演習科目における研究指導や授業時間外に実施される研究指導に加え、一部の研究科においては修士論文の中間作成報告会や研究会での報告を通じてもリサーチワークに対する指導が行われている。

他方で、博士後期課程においては、課程修了に必要な単位数を各研究科とも博士前期課程の半分以下に抑え、博士学位論文執筆に向けた個別指導に大きなウエイトを置いている。その上で、博士後期課程に3年以上在籍し、必要な単位を修得した上で、学位論文審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより博士学位を取得することが可能となっている。単位の修得にあたっては指導教員の指導のもとで自身が専攻する領域の演習科目や特殊研究等を中心に履修することとなる。さらに、必要に応じて他の研究科や専攻が開講する科目を一定の制限内において履修することも可能となっているほか、研究科によっては共通科目を設け、その履修を必須としている。なお、戦略経営研究科ビジネス科学専攻（博士後期課程）においては、論文作成のための指導を行う「研究指導」科目に加え、戦略経営に係る5分野の応用研究成果を理解することを目的とする「講義」科目、研究活動に取り組むにあたり必要な手法を身につけることを目的とする「リサーチメソッド」科目を設置し、それぞれの科目群の科目を履修することを必須とする教育課程を整備している。

我が国の大学院においては、教育課程としての実質化・強化の一環として、学修課題に取り組むにあたり複数の科目を体系的に履修するコースワークの整備等が求められている。しかしながら、本学においては多くの研究科において博士後期課程独自の開講科目・体系的なコースワークの充実といった観点での教育上の取組みが不十分な状況にあり、その整備を通じた教育課程の実質化が喫緊の課題となっている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 博士後期課程における体系的な教育課程の整備や専攻の枠を超えた幅広いコースワークから研究指導につなげる教育課程の編成といった取組みは、多くの研究科において依然として進展が図られておらず、その整備を通じた教育課程の実質化が喫緊の課題となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 教育課程の見直しは研究科毎の取組みが中心となる事項であるが、他大学におけるコースワークの整備状況に係る情報収集や、それに基づく意見交換等を研究科委員長会議において行うことで、大学院全体としての改革につなげていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 博士後期課程におけるコースワークの整備については、各研究科とも課題認識はあるものの、定員確保に向けた方策等を優先事項として対応を行っていたことから、2016年度においても進展はなかった。

当該課題については、2016年度機関別認証評価結果において、法学研究科、経済学研究科、理工学研究科、総合政策研究科が「努力課題」の提言を受けたことから、今後は研究科委員長会議を中心に改善の方向性について検討を行っていく予定である。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 博士後期課程における体系的な教育課程の整備や専攻の枠を超えた幅広いコースワークから研究指導につなげる教育課程の編成といった取組みは、多くの研究科において依然として進展が図られておらず、その整備を通じた教育課程の実質化が喫緊の課題となっている。当該事項については2016年度機関別認証評価においても複数の研究科が「努力課題」の提言を受けていることから、着実かつ迅速な対応が必要である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 博士後期課程におけるコースワークの整備については本学大学院全体の改革として位置づけており、各研究科の特性に配慮しつつも、研究科全体としての方向性を共有しながら対応することが必要である。そのため、2017年度内は研究科委員長会議及び研究科委員長懇談会の場を通じて大学院教育に係る動向や他大学の状況等について情報共有を行い、共通認識の醸成に努めていく。改善の方向性としては、複数の研究科が連合するかたちでのコースの設置や、学生が研究科・専攻の垣根を越えて学べる仕組みの構築等が想定されており、今後、検討を深めていくこととする。

加えて、コースワークの整備の前提としては、それぞれの専門分野に係る学位の授与にあたって求められる知識・能力及びこれらに求められる水準を明確化するとともに、個々の教員の大学院における講義及び研究指導内容についても明らかにし、これに基づいて学位プログラムとしての教育課程を編成していく必要があるため、まずはこの点について各研究科内での理解に努める。

2. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供がなされているか。(学校教育法第99条との適合性)(修士・博士)

本学では、大学院学則第2条において、本学に設置する大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」と定めており、学校教育法第99条に定められている「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という目的に則したものとなっている。

この目的を踏まえ、博士前期課程・修士課程においては、各研究科の専門領域による違いはあるものの、基本的なスタンスとして各専門分野に係る研究能力の涵養と、そうした能力を有し社会で活躍することが可能な高度専門職業人の養成を目標としており、学部での学修を基礎とした各学問領域における応用・発展的科目、その周辺領域を支える各分野の科目、現代的な諸課題に対応するための特殊講義等を通じて広い専攻領域の学修を支える豊かな学識を養うとともに、新たな学問の創造と発展に寄与する能力の涵養に努めている。

また、博士後期課程においては、いずれの研究科においても、博士前期課程もしくは専門職学位課程で培った研究成果を基盤に、研究の深化と博士学位論文作成に向けた個人指導を行い、より高度な専門的知識が人間・社会に与える影響についての洞察力や広い視野をベースに、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る独創性を身につける人材の育成を念頭に置いている。博士後期課程における教育研究活動は、研究室における論文演習等が中心であり、博士前期課程に比べて単位取得を要する授業の比率は著しく小さなものとなっているが、各自の目的に応じて、博士後期課程に開設されている授業科目を受講することも可能となっており、これらを通じて、専攻分野について研究者としての自立した研究活動を行うための素養と、その他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識の涵養に努めている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

Ⅲ. 教育方法

1. 教育方法および学習指導は適切か。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用とその有効性

博士前期課程・修士課程では、主として「〇〇学」、「〇〇論」、「〇〇特講」、「〇〇特論」といった講義科目のほか、「特殊研究」、「〇〇演習」等の演習科目を中心に、コミュニケーション能力の強化と広い視野に立った深い学識と研究能力を養うことを目的として授業を展開し、高度専門職業人養成と研究者教育の出発点として位置づけている。博士後期課程では、「特殊研究」や「特殊論文研修」、「研究指導」等の科目を通して、博士前期課程や専門職学位課程で身につけた知識、能力を土台にさらに学修を進め、博士論文の作成を通じて、自立して研究活動を行い得る能力を身につけることを目標としており、双方の課程においても、それぞれが設定する前述の教育目標の達成に向けて必要な科目形態の採用がなされている。

授業形態としては、少人数による講義・演習形式が中心となるが、研究科によってはワークショップ形式の講義（商学研究科「ビジネス・プラクティカル・ワークショップ」）や、複数教員による共同研究指導（総合政策研究科「総合政策セミナー」、文学研究科「インターンシップ」等の取組みも行われている。

（２）履修科目登録の上限設定、学習指導の充実度

博士前期課程のうち、経済学研究科（博士前期課程：40単位）及び商学研究科（博士前期課程：44単位）については、2年間の学修を通じて履修可能な最高履修単位数が設定されているが、その他の研究科については、特段の定めはない状況となっている。

履修指導については、各研究科とも入学時における履修ガイダンスのほか、日常的な履修相談については大学院事務室（理工学研究科は理工学部事務室大学院担当、戦略経営研究科ビジネス科学専攻は戦略経営研究科事務課）職員が対応することとなっている。また、各研究科とも2年間（博士後期課程は3年間）の標準修業年限を通じて、指導教員の授業時間内外の綿密な履修指導・研究指導を受けることとなっており、指導上の責任体制も明確なものとなっている。さらに、学生に博士課程入学時点から学位授与に至るプロセスを理解させるため、プロセスの説明、準備論文及び課程博士論文の基準事項等を履修要項等に明示しているほか、年度はじめに行う履修ガイダンス等における説明を通じ、計画的な学修を促している。

（３）学生の主体的な参加を促す授業方法の実施状況

各研究科とも、多くの授業科目において各授業を履修する学生が少人数であることの特性を活かし、学生の研究分野と希望に応じ、授業を柔軟に進めるよう努めている。また、大部分の授業科目は少人数で行われていることから、学生は意見を述べる・あるいは発表等を多く行うなど、事前の予習等を含め、基本的には学生からの主体的な参加がなければ授業が進展しない仕組みとなっている。加えて、研究科によってはワークショップや共同形式の演習を通じて学生の積極的な意見交換やグループによるリサーチ活動を行っており、特に研究活動に必要なリサーチを行う際には、各学生が自ら設定する研究テーマに基づき、フィールドワーク等の実地調査を主体的に行っている。

このほか、研究科によっては、産学協同教育プログラムの開発・実施、企業等におけるキャリアパスの確立に資する教育や学外機関の協力を得て調査あるいはインターンシップの形態をとる教育が展開されており、学生が自身の研究課題について社会活動全体における位置づけと意義を十分に理解し、高度専門職業人としてより積極的・主体的に研究に取り組むための姿勢の涵養に努めている。

（４）研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導の適切性（複数指導体制、指導教員変更の仕組み等）（修士・博士）

各研究科とも、2年間（博士後期課程は3年間）の標準修業年限を通じて、担当指導教員（研究科によって呼称は異なる）の授業時間内外における綿密な履修指導・研究指導を受けることとなっている。入学から学位論文作成・学位取得までの研究指導スケジュール概要については、学生の計画的な学修・研究に資するよう履修要項等に掲載し明示している。

博士前期課程・修士課程の学生に対しては、研究科によって形式は若干異なるものの、修士論文の作成過程において中間発表会を設け、これらの機会を中心に主査・副査によるアド

バイスを通じて学位論文の質的向上を図っている。

博士後期課程の学生に対しては、各年次において「研究計画書」及び「研究経過報告書」を指導教授に提出するよう義務付けるなど、学位論文作成におけるプロセス管理を厳格に行うよう努めているほか、研究科によっては、「博士学位論文事前指導・審査」や「博士学位候補資格」認定制度を導入し、この審査の過程で博士論文の執筆計画を確認し、教員によるきめ細かな指導をより一層徹底するよう努めている。

このほか、複数の教員による指導体制については、必ずしも全ての研究科に共通するものではないが、総合政策研究科の「総合政策セミナーⅡ」におけるチーム・ティーチングは特長として挙げられる。また、他の研究科においても、副指導教授制度やアドバイザー制度等により、担当指導教員以外からの教員による指導を受けられる体制となっている。

また、指導教員の変更については、学生が「指導教授変更届」を提出し、従前の指導教員及び変更を希望する教員が協議・承認したものについて、研究科委員会で承認した場合に認めている。本制度は、主として指導教員に何らかの事故が生じ、継続して指導を行うことができなくなった場合や、指導教員が在外研究や特別研究の事由により指導が中断する場合を想定した制度であり、指導教授の変更にあたって必ずしも自由度が大きいものとはなっていない。しかしながら、実際の運用にあたっては、指導教授を変更することが学生の研究成果の質的向上に資するかという観点について、教員間で十分な協議を行った上で判断することとし、硬直的な運用にならないよう配慮している。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. シラバスに基づいて授業が展開されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) シラバスの作成と内容の充実度

(2) 授業内容・方法とシラバスとの整合性

各研究科におけるシラバスについては、学生は学生ポータルサイト C plus 及び全学授業支援システム manaba を通じて閲覧することが可能となっているほか、本学公式 Web サイトにおいても公開している。

シラバスの作成に際しては、「体系化されたカリキュラムにおける担当授業科目の位置づけ、そして担当科目と他の授業科目との関係をも考慮に入れながら、“明確に”かつ“わかりやすく”、担当科目の授業内容とそのレベル、授業の進め方、成績評価基準等をあらかじめ具体的に説明する必要」があるという基本方針の下、①履修条件、②科目の目的・到達目標、③授業の概要、④授業計画、⑤評価方法、⑥テキスト・参考文献等、⑦授業外の学習活動、⑧その他の特記事項、の8項目からなる統一のフォーマットで作成しており、履修に際しての科目選択に資するほか、授業時間外も含めた計画的かつ主体的な学習活動が可能となるように配慮している。さらに、個々の科目のシラバスの内容が適切なものとなっているかという確認については現状は実施していないが、大学院 FD 推進委員会において担当教員以外の第三者によるチェックの導入について検討を行っている。具体的には、研究科毎にシラバス点検を行う委員を選出し、各教員が作成したシラバスの内容について複数体制でチェックを行うことを基本方針とし、2018年度版シラバスからの導入に向け、委員の選出や運用方法等について各研究科内で調整を進めている。

また、シラバスの記述内容及び授業内容との整合については、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラバスに関する意見も聴取しているが、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はいずれの研究科においてもごく少数であることから、整合が充分とれた授業が展開されていると判断している。加えて、各研究科における授業は少人数での授業実施となることが多いため、第1回目の授業において担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画や内容について説明を行うとともに履修者の要望や必要性を勘案し、担当教員と履修者の双方の合意形成を行った上で、授業内容等に適宜変更や修正を加えながら授業を進行しており、この点においても授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されているといえる。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- シラバスの第三者チェック導入については過年度からの継続課題となっており、2018年度版シラバスからの導入に向け、各研究科内での調整を着実かつ迅速に進める必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 大学院FD推進委員会で策定した基本方針のもと、2017年11月を目途に各研究科内の調整を行い、その状況を集約した上で大学院全体としての実施要領を策定する。なお、一部の委員からは博士後期課程の研究指導を目的とする科目についてシラバスの作成そのものが困難であるとの見解が示されていることから、共通フォーマットの作成等の可能性についても今後検討を進めていく。

3. 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）の適切性

各科目における教育研究指導内容及び成績評価基準については、シラバスにおいて事前に公開し、学生が受講する講義科目の選択に際して具体的なイメージを持った上で判断できるように配慮している。成績評価については、A：100～90点以上、B：89～80点以上、C：79～70点以上、D：69～60点以上（以上、合格）、E：59点以下（不合格）としている。

各科目の成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法、評価基準に基づいて行われることとなるが、基本的には、演習における発表と討議の内容、レポートの内容等に基づいて、担当教員の裁量による評価がなされている状況である。なお、教育課程としての質保証という観点からは客観的かつ厳格な成績評価が求められており、単位の実質化をより一層図っていくためにはGPA制度の導入も必要となってくるが、学生数の減少に伴い、履修者が少なくなっている授業においては評価の仕方やその機能的な位置づけを組織的に模索していく必要がある。

なお、成績発表の結果、成績評価に疑問点がある場合には問い合わせ期日までに所定用紙にて調査を依頼することが可能となっており、この取り扱いについては履修要項やC plus等を通じて周知している。

(2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性（単位計算方法を含む）

博士前期課程・修士課程においては、講義・演習ともに通年科目は4単位、半期科目は2単位であり、大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第1号の準用）に基づいて設定している。主として文学研究科に多く設置されている実習科目については、通年科目で2単位となっており、こちらも大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第2号の準用）に基づいている。

博士後期課程においては、主として「特殊研究」もしくは「特殊論文研修」「研究指導」という指導教員による論文指導中心の科目が設置されているが、各授業科目の単位の計算方法は、博士前期課程と同様になされている。このように、いずれの研究科も大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第1号及び第2号の準用）に基づいて講義、演習及び実習の単位設定を行っている。

(3) 既修得単位認定の適切性

本学の大学院入学前に大学院において修得した単位については、大学院学則第36条の2に基づき、必要な審査を行った上で10単位を上限として単位認定を行っている。

また、本学学部在学学生に対しては、学内推薦入試等によって早期に大学院進学が決定した学生及び将来本学大学院への進学を希望する学生等を対象に、科目等履修生制度を活用して大学院設置の科目を10単位まで先行履修することを可能としており、当該制度により修得した単位の認定も各研究科において行っている（戦略経営研究科ビジネス科学専攻を除く）。なお、商学研究科及び理工学研究科（数学専攻、物理学専攻、都市環境学専攻、情報工学専攻）については、学部と連携して学部・大学院共通科目を設置し、学部3年生（理工学研究科数学専攻及び物理学専攻、都市環境学専攻は学部4年生）から研究科設置科目の履修を可能としており、特に理工学研究科では修得した単位の10単位を上限に研究科入学後に課程修了に必要な単位として認定することも可能となっている。

このほか、本学大学院全体として、本学を含め11大学の大学院から構成されている首都大学院コンソーシアムに加盟しているほか、これらの交流・協力校を含めて12の大学院と単位互換協定を結んでおり、修得した単位は、現状では研究科（あるいは専攻）毎に決めている国内協定校との単位互換、留学先での単位の認定など、個別の事例に対応している（戦略経営研究科ビジネス科学専攻を除く）。

[表5-1 首都大学院コンソーシアム加盟大学一覧]

該当研究科	交流・協定校
法学研究科	順天堂大学 専修大学
経済学研究科	東京電機大学 東京理科大学
商学研究科	東洋大学 日本大学
理工学研究科	法政大学 明治大学
文学研究科	共立女子大学 玉川大学
総合政策研究科	

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

4. 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施（授業評価アンケートの活用状況等を含む）

本学では、各研究科選出委員によって構成する大学院 FD 推進委員会を設置し、全学として設置する中央大学 FD 推進委員会と連携を図りながら、大学院レベルでの FD 活動を推進している。

具体的には、文系の 5 研究科においては、学生全員を対象とする研究状況・講義等に関するアンケートを毎年度実施している。調査結果は各研究科の委員長と FD 推進委員がとりまとめた上で各研究科委員会に報告しており、回答者が特定されやすい項目を除く全ての項目について、大学院事務室において回答結果を閲覧できるようにしている。本アンケート結果の意見も参考に改善や制度設計が行われた事例としては、学生研究室の学習環境の改善等があげられる。しかしながら、回答者の匿名性確保の観点から、授業や研究指導における具体的な改善要望をアンケートによって把握・共有するには困難な面も有している。そのため、現在は各研究科の学生が組織する院生協議会との意見交換等を通じて適宜補完している状況である。個別研究科の取組みとして、理工学研究科では前期・後期の終了時に授業評価アンケートを実施し、10 枚以上回収され、かつ、一定の設問の平均値が B 以上の授業に限り、担当教員にその授業の集計結果と自由記述内容（筆跡を消すためタイプし直したもの）を通知するほか、各専攻が設置している全授業の集計結果を各専攻に通知している。また、戦略経営研究科ビジネス科学専攻については、在学生を対象とする面談調査を実施することで授業に対する意見や各自の研究状況の把握を行っている。

このほか、大学院授業参観制度を 2014 年度から運用しているが、学部と同じ方式による参観制度は大学院にはなじまないとの意見も多く、これまでに参観がなされた実績はない。この点を踏まえ、大学院 FD 推進委員会においては、大学院における研究指導の改善に資する参観のあり方として、各研究科が実施している修士論文に関する報告会（中間発表会等）を公開し、個々の教員の研究指導について相互に確認する場としても活用することについて検討を進めている状況である。

参 考

【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 大学院独自の FD 活動については、教員相互の授業参観を制度化したものの、参観実績がほとんどないなど、積極的に展開されているとはいえない状況にある。大学院教育の質的向上に資するような取組みの構築に向けた検討を行い、実質的な FD 活動を推進していく必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 大学院としての FD 活動の活性化・実質化については、2016 年度より大学院 FD 推進委員会において各研究科の事例も踏まえながら、授業参観の実施方法に係る工夫や、現在の方法の代替となる大学院教育の質的向上に資する取組み等について検討を進めていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 大学院としてのFD活動の活性化については、2016年度に開催された大学院FD推進委員会においても課題として取り上げられ、意見交換が行われた。その後、開陳された意見等を参考に委員長の下で素案の検討を行い、①授業評価アンケートについては研究科毎の分析にとどまらず、大学院FD推進委員会で集約の上で共通化した課題を提言することで大学院全体としての改善に努めていくこと、②シラバスの第三者チェックの導入、③大学院のFD活動についてWebサイトを通じて情報公開していくこと、④大学院教育に馴染む形式の授業参観方法を検討すること、の4点について2017年度内に対応を行うべく、継続して検討を行っている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 大学院独自のFD活動については、教員相互の授業参観を制度化したものの、参観実績がほとんどないなど、積極的に展開されているとはいえない状況にある。大学院教育の質的向上に資するような取組みの構築に向けた検討を行い、実質的なFD活動を推進していく必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 大学院としてのFD活動の活性化に向け、①授業評価アンケートについては研究科毎の分析にとどまらず、大学院FD推進委員会で集約の上で共通化した課題を提言することで大学院全体としての改善に努めていくこと、②シラバスの第三者チェックの導入、③大学院のFD活動についてWebサイトを通じて情報公開していくこと、④大学院教育に馴染む形式の授業参観方法を検討すること、の4点を軸に大学院FD推進委員会と各研究科FD委員会が連携しながら検討を進めており、2017年度内に具体的な方策を策定し、着手することを目指していく。
また、大学院教育の質的向上や研究科としての活性化に資する実質的な取組みとしては、大学院教育や研究指導に係るGood Practiceを共有する場・仕組みの構築といった側面からのアプローチも考えられ、この点については、上記の④に関連し、各研究科における論文に関する中間発表会・報告会を活用することを検討していく。

IV. 教育課程・教育方法の国際化

1. 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

本学大学院における教育課程の国際的通用性を高めるための取組みについては、研究科によって異なるが、英語によって専門分野を学ぶ科目を設置しているほか、一定の科目において国外の大学で実地調査を行い、海外の学生との議論を経る学修スタイルの導入、あるいは修士論文・博士論文を英語で執筆する演習の指導等、それぞれの特性に応じた工夫が講じられている。

海外の大学とのダブル・ディグリープログラムについては、法学研究科において韓国・成均館大学との間で覚書を締結し、2018年度より開始するための準備を進めている。また、理工学研究科においても海外の複数の大学との間で締結に向けた交渉を行っている状況である。

このほか、教育課程の国際的通用性を高めるための側面的な制度として、授業科目の半期完結を含むセメスター制を経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科、総合政

策研究科、戦略経営研究科ビジネス科学専攻で採用している（一部通年科目を含む）。

（２）外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生の受入れについては、原則として日本語運用能力に係る要件を設定することで、一定程度の日本語能力を有する外国人留学生を受け入れることとしているが、それでもなお日本人学生と同等レベルの能力を有する外国人留学生は少ないため、日本語能力のハンディキャップを補う全学的な取組みとして、学部開設される日本語科目を聴講することが可能となっている。また、チューター制度の活用、あるいは指導教員が個別に研究指導の時間を設けるなど、教育上の配慮を行っているほか、オープン・ドメイン科目（研究科間共通科目）において「留学生のためのアカデミック・ライティング」（２単位科目）を設け、日本語による研究論文等の書き方の基礎が学べるようにするとともに、TAの活用などの方策を講じている。さらに、2011年度に開設したライティング・ラボにおいても、学術的文章（レポートや論文）の執筆支援を通じ、外国人留学生の日本語文章作成能力・表現力の向上に向けた支援を行っている。

このように、一定の支援を行っているものの、外国人留学生については、①日本語学校等の出身者であり、論文作成のための日本語能力は身につけているが専門分野に係る学力・知識が十分でない学生、②母国にて専門分野に係る学力・知識は身につけているが論文作成に必要な日本語能力が不足している学生が混在している状況であり、状況に応じた研究指導や授業運営が求められるケースも少なからず存在する。近年、文系大学院研究科を中心に入学者に占める外国人留学生の割合が増加する傾向が続いていることから、入学前の学修歴や日本語能力に応じ、不足する部分を補完するための方策について検討が必要である。

（３）国外の高等教育機関との交流の状況

学生の留学は、本学と協定を締結している協定校に交換留学生として派遣されるケースのほか、自身が希望し本学が認めた大学院等へ留学し、留学先で取得した単位の認定を受ける方法（認定留学）がある。交換・認定制度を利用した各研究科の海外への留学者数と受入れ留学生数は、大学基礎データ（表 13 留学生の派遣・受け入れの状況）に示す通り、海外への留学者数は7研究科合計で0名、受け入れ留学生数は21名（いずれも2016年度実績）となっており、受け入れ留学生数は近年増加傾向が続いているものの、派遣については人数が伸び悩んでいる。このほか、国費・私費留学生については114名、研究生としては8名（いずれも2016年度実績）を受け入れている。

また、留学だけでなく国際会議での発表に際して学生を支援する制度として「学術国際会議研究発表助成」があり、2016年度はのべ142名が利用している。特に理工学研究科においては例年100名以上が当該制度を利用しており、国際レベルでの学生の研究発表を支援する有効な取組みとして機能している。さらに、海外の大学院等との教育研究交流の足かがりとして、2010年度文部科学省「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」に、理工学研究科都市環境学専攻の取組みである「国際水環境理工学人材育成プログラム」が採択されており、連携大学から優秀な外国人学生を推薦させる仕組みを構築するため、理工学研究科に「外国人留学生大学推薦特別入学試験」を新設し、同プログラムが終了後も中国・韓国を中心とした東アジアの有力大学から水環境の改善を担う高度人材プログラムに関心のある留学生の獲得を行っている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 英語によって専門分野を学ぶ科目の増設、英語のみで修了できるコースの開設、海外の大学院とのダブル・ディグリー制度の導入等、本学大学院における教育課程の国際的通用性を高めるための施策の導入が遅れている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 現在検討を進めている英語によって専門分野を学ぶ科目の増設や英語のみで修了できるコースの開設については、関係する学内組織との調整を行いながら、実現に向けた検討を継続していく。他方で、全学としてのグローバル化推進に向けた動向も踏まえつつ、個別研究科の取組みとして実現可能な事項については着実に推進していく。

なお、法学部研究科において進めているダブル・ディグリー制度については、2018年度の導入を目指しており、2016年度中に必要な調整や学内手続きを進めていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 教育課程の国際的通用性を高める施策として、法学研究科については2016年度に韓国・成均館大学との間でダブル・ディグリープログラムに係る覚書を締結した。現在は、2018年度からの運用開始に向けて必要な調整を進めているところである。また、理工学研究科については、2017年度より、海外の複数の大学とダブル・ディグリープログラムに係る交渉を進めている。

他方、英語によって専門分野を学ぶ科目の増設や英語のみで修了できるコースの開設については、その実現可能性について大学院担当教員に対するアンケート等を実施し分析を行った。その結果、これらの取組みを実現するにあたっては、教員の授業負担の軽減が必要との結論に至ったことから、対象となりうる教員に係る学部の授業負担軽減について学部長会議に提言を行ったが、現状では困難が大きいとの認識が示されたことから、現在は保留となっている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 英語によって専門分野を学ぶ科目の増設、英語のみで修了できるコースの開設等、本学大学院における教育課程の国際的通用性を高めるための施策について、その必要性は認識されているものの、導入が遅れている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 英語によって専門分野を学ぶ科目の増設、英語のみで修了できるコースの開設に向けては、これらを担当する教員の授業負担の軽減が大きな課題であり、該当する学部との間で調整を行いながら実現に向けた検討を継続していく。

V. 成果

1. 教育目標に沿った成果が上がっているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用状況、有効性

(2) 学生の自己評価、修了後の評価（就職先の評価、修了生評価）をさせるための仕組みの導入状況とその結果

各研究科における教育効果の測定については、日常的な研究指導を通じての指導教員とのやりとりを通じた学生の理解度の把握等によって行われており、基本的には学位論文作成及びその審査の過程における指導がそのまま教育・研究指導上の効果を測定する指標となっている。また、修了生の進路状況についても、教育・研究指導上の効果の指標としての意味を見出している。各研究科における進路状況は、博士前期課程については、企業等への就職がその大部分を占め、一部の研究科を除けば、博士前期課程から博士後期課程への進学者は少数に留まっている。博士後期課程を修了した者については、大学教員、その他高度専門職としての研究職に就くケースが比較的多く、各研究科が掲げる教育研究上の目的を概ね反映したものとなっている。ただし、全ての博士後期課程修了者が大学等で職を得られるわけではないため、今後はより一層多様なキャリアパスの確立に向けた取組みが必要となっている。

一方、大学院における教育課程について、教育課程全体、あるいは個々の科目についての教育効果を測定することは、大学院教育の実質化への展開を図る上では必要不可欠な視点であると考え、この点については、研究科・専攻毎に各科目のシラバスの充実や、体系的な科目の配置に努めてきたことを除いて、全学的に積極的な取組みが進んできたとはいえない状況にある。

なお、学生の自己評価や修了生等による修了後の評価については、理工学研究科において修了者アンケートを実施しているが、その他の研究科においては現時点では特に実施していない。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 大学院における教育課程を通じた学習成果の把握については、多くの研究科において、中間発表会や論文審査を通じた把握のみとなっている状況であり、各研究科における「養成する人材像」との整合を含めた学修成果の測定を組織的に行う仕組みの構築に向けた検討が必要な状況となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 各研究科の教育課程を通じて獲得することが期待される学修成果を示すものとしては、学位論文審査及び最終試験に際しての審査基準を研究科単位で策定した。このことで、課程全体としてのアウトカムを測定するための土台作りに係る整備は一定程度進んだと判断できる。

当該基準については2015年度から運用を開始した段階にあるため、まずは各研究科レベルでの基準の運用を通じて学習成果の測定とそれに基づく評価を実質的なものとしていくとともに、「養成する人材像」に適合する成果が得られているかどうかについて研究

科委員会等において検証を行っていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 学位論文審査及び最終試験に際しての審査基準については2016年度が運用初年度であり、審査にあたっての認識の共有化や審査結果の透明性確保という観点で一定の成果が得られているものの、研究科委員会等における組織的な検証を行うには至っていない。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 大学院における教育課程を通じた学習成果の把握については、多くの研究科において、中間発表会や論文審査を通じた把握のみとなっている状況であり、各研究科における「養成する人材像」との整合を含めた学修成果の測定を組織的に行う仕組みの構築に向けた検討が必要な状況となっている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 2016年度機関別認証評価結果を受け、博士後期課程を中心としたコースワークの整備が喫緊の検討課題となっている。この課題への対応に向けては、各研究科において養成する人材像の明確化とその達成度合いを把握するための指標の策定がまず必要となることから、2017年度内は研究科委員長会議及び研究科委員長懇談会の場を通じて大学院教育に係る動向や他大学の状況等について情報共有を行い、共通認識の醸成に努めることで、具体的な検討の方向性について議論を深めていく。

2. 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

（1）学位授与基準、学位授与手続きの適切性（修了時の学生の質を確保・検証するための仕組み、標準修業年限未滿で修了する措置の適切性等）

学位授与にあたっての基準及び手続きの概要は以下の通りである。

1) 学位授与基準

学位授与基準に関しては、大学院学則第44条において次のように規定している。

・博士前期課程・修士課程

修士の学位は、本大学院博士課程の前期課程または修士課程に2年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、本大学院博士課程の前期課程または修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

・博士後期課程

博士の学位は、本大学院博士課程に5年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院博士課程に3年（博士前期課程または修

士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2) 学位論文の合格基準(大学院学則第40条)

学位論文の合格基準については、大学院学則第40条において以下の通り示している。

・博士前期課程・修士課程

修士の学位論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を有することを示すに足りるものをもって合格とする。

・博士後期課程

博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを示すに足りるものをもって合格とする。

このほか、個別研究科における学位論文審査及び最終試験に際しての審査基準については、各研究科において明文化し、2015年度から運用を開始している。学生に対しては、履修要項及びC plusへの掲載をはじめ、学位論文作成過程における中間発表会や指導教員による研究指導等の機会での説明を通じて周知を行っている。

3) 学位の審査

学位の質保証については、各授業における学生の理解度に配慮した計画的な授業の展開のほか、厳格な成績評価に基づく単位の実質化に努め、学生が修了に必要な単位を修得し、かつ、上記に示した学位授与基準(学位論文の基準を含む)を満たした者について、各研究科委員会における審議の上、最終的な学位授与者を決定することにより課程修了段階における学位の質を保証することを基本としている。

4) 標準修業年限未満での修了を認める制度

本学大学院では、前述の大学院学則第44条の規定の通り、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、本学大学院博士前期課程・修士課程、及び博士後期課程における標準修業年限未満での修了を認めており、現在は法、経済、商、理工、総合政策研究科においてこの制度を運用している。2016年度は経済学研究科博士前期課程で1名、商学研究科博士後期課程で1名の早期修了者を輩出している。

標準修業年限未満での修了を認める場合には、早期からの計画的な学修・研究と、優れた研究業績が必須となる。具体的には、学部段階から大学院科目の科目等履修生制度を活用した履修を進めるとともに、大学院入学後の早い段階から学会誌や大学・大学院紀要等への論文発表を着実に進めていく必要がある。しかしながら、このようなプロセスで学修・研究を進めることができる学生はごく少数の優秀な学生に限られており、また、研究指導を担う教員の負担も大きいため、現在のところは各年度に数名の実績に留まっている。

5) 修士論文に代替できる学位の認定方法

商学研究科においてはビジネスコースで「特定課題研究」の選択が可能となっているが、基本的な審査の内容・体制は修士論文と同様のものとなっており、修士論文と同等の質の

保証に努めている。

また、理工学研究科における副専攻修了要件としてリサーチペーパーを作成することが求められているが、本リサーチペーパーについては、直接的に学位認定に関わるものとはなっていない。

なお、具体的な学位授与の状況については大学基礎データ（表 16 大学院における学位授与状況）に示す通りであるが、多くの研究科において、博士後期課程における学位の授与状況が高いとはいえない状況となっている。

（2）学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策の導入状況（修士・博士、専門職）

博士前期課程・修士課程における修士論文の審査体制は、各研究科とも主査1名・副査2名（研究科によっては2名以上）の下に行われており、複数の審査員が論文の水準について各研究科が定める学位審査基準に基づいて確認することで、その質の確保を行うよう努めている。また、全研究科とも、審査員の選任は研究科の議を経て行うとともに、論文要旨・審査報告書の公表等によって審査の透明性を図っている。

博士後期課程においては、博士論文の審査を行うにあたって、基本的には修士論文と同様の体制（主査1名・副査2名（研究科によっては2名以上））を採っているが、審査員の中に学外有識者（理工学研究科では他専攻審査員も加わる）を選任し、最終試験（口頭試問）を公聴会形式で行うことや、学年毎に研究の進捗に係る報告書を提出させるとともに、学位請求条件として一定数の学外への有審査論文の掲載を求めていること等を加えて、その審査の客観性及び厳格性を高めている。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- いずれの研究科においても博士後期課程における学位授与者数が少数となっており、当該年度の修了予定者における学位授与率が低い状況が継続している。学生が作成する論文の質的向上に資するための体系的な教育課程の整備、学位取得までの道筋の更なる明確化・透明化などの方策を通じて標準修業年限内または修業年限経過後の早い段階における学位取得を促すことにより、博士学位取得者の安定的な輩出に努める必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 入学から学位取得までの道筋の明確化・透明化に向けた方策として、引き続き学生に対する説明や履修要項への掲載上の工夫等を通じて理解を促すとともに、学位審査基準の周知や運用を通じて教員・学生相互の共通理解を深めることで、標準修業年限内の学位取得を促していく。加えて、その前提となる体系的な教育課程の整備についても、研究科委員長会議において認識の共有を図り、各研究科における改革を促していく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 入学から学位取得までの道筋を明確化に向けた取組みとして、2017年度履修要項より各研究科における当該プロセスをフローチャート形式で掲載することで、学生への周知を図って

いる。ただし、本質的な方策としては体系的な教育課程の整備が必要であり、この点については課題として認識しているものの進展はない。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- いずれの研究科においても博士後期課程における学位授与者数が少数となっており、当該年度の修了予定者における学位授与率が低い状況が継続している。博士学位取得者の安定的な輩出に向けては、学生が作成する論文の質的向上に資するための体系的な教育課程の整備や研究指導体制の更なる充実が喫緊の課題となっている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 博士後期課程におけるコースワークの整備については本学大学院全体の改革として位置づけており、各研究科の特性に配慮しつつも、研究科全体としての方向性を共有しながら対応することが必要である。そのため、2017年度内は研究科委員長会議及び研究科委員長懇談会の場を通じて大学院教育に係る動向や他大学の状況等について情報共有を行い、共通認識の醸成に努めていく。

加えて、学位授与にあたっての質保証の観点からは、学位取得のための要件についてより具体的かつ客観的な基準を明示することが必要であり、各研究科で運用している学位論文審査及び最終試験に際しての審査基準の内容について、検証・精査を行っていく。

◇本学における専門職学位課程の教育内容・方法・成果

専門職学位課程における教育内容・方法・成果については、専門職大学院各研究科が作成する点検・評価報告書の内容をご参照いただきたい。

